交通事故処理及び連絡体制

交通事故発生

運　転　者

負傷者の確認と救護
救急車の要請
警察への連絡と所属事業所への連絡

交通事故現場へ急行
負傷者の救護
交通事故原因の調査
事故処理に必要な処置

所属事業所（運行管理者）

現場へ急行。又は、最寄りの事業所へ応援依頼。
本社安全管理者への応援を依頼する

重大事故の場合は沖縄総合事務局
運輸部監査指導課への通報と報告

最寄りの事業所
（運行管理者）

交通事故現場での処理サポート。
事故原因の調査と報告

本　社　安　全　課

事故現場への急行
事故処理サポート班の派遣要請
事故処理の対応
病院関係への対応
補償関係への対応
交通事故原因の調査作成
事故惹起者への再教育
その他必要事項の調査

道路管理者への通報・報告

・国道
・県道市町村道

本社取締役への報告（重大事故の場合）

取締役は、事故速報に該当する事故の場合、サポート班を編成し、交通事故処理の陣頭指揮に当る。

【　各地方運輸局　】

（事故速報に該当する事故）

1．自動車が転覆し、転落し、又は、火災を起こし死者又は重傷者を生じた事故
2．20 人以上の軽傷者を生じた事故
3．高速自動車国道等を３時間以上通行止めにした事故
4．10 台以上の多重衝突を生じた事故
5．飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、覚せい剤、居眠り等悪質な違反による事故

※　事故速報に該当しない事故にあっては 30 日以内に事故報告書を提出すること。